

『配偶者居住権消滅時の取扱い 贈与税の取扱いも一国税庁』

国税庁はこのほど公表した「相続税法基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)の中で、配偶者居住権が消滅した場合についての取扱いを示した。配偶者居住権が、配偶者と建物等所有者との間の合意により解除された場合、あるいは配偶者が放棄した場合に、建物等所有者が対価を支払わなかったとき、または著しく低い価額の対価を支払ったときは、配偶者からの「贈与」として取り扱われることとなり、贈与税が課されることとなった。配偶者居住権が消滅したことにより、使用収益する権利が建物等所有者に移転すると考えられるため。原則として、建物等所有者が、配偶者居住権の消滅直前に、配偶者が有していた配偶者居住権の価額に相当する利益、または土地を配偶者居住権に基づき使用する権利の価額に相当する利益に相当する金額(対価の支払いがあった場合には、その価額を控除した金額)を、配偶者から贈与により取得したものと取り扱われることになる。なお、配偶者の死亡及び賃貸借期間の満了、並びに、賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了により配偶者居住権が消滅した場合には、上記の取扱いはない。

配偶者居住権に伴う改正は、令和2年4月1日以後に開始する相続で取得する財産に係る相続税に適用される。



『老舗企業倒産・廃業等465件 昨年度は2000年度以降最多』

帝国データバンクは「2018年度の老舗企業の倒産・休廃業・解散の動向調査」結果を発表した。それによると、業歴100年以上の老舗企業の倒産・休廃業・解散件数は前年度比0.9%増の465件で、4年連続して増加した。また、その件数は、リーマン・ショックが発生した08年度(430件)、東日本大震災発生後の12年度(417件)、人手不足が顕在化し始めた16年度(451件)を上回り、2000年度以降で最多を更新した。同社は「人手不足や後継者難で、市場退出を決断した老舗企業が多い」と分析、「今後も目まぐるしい経営環境の変化、先行き不透明な情勢が続く」とみている。

業種大分類別では、「小売業」が167件で最も多い。以下、「製造業」(103件)、「卸売業」(95件)、「建設業」(46件)の順。「製造業」と「建設業」はいずれも過去最多となった。業種細分類別に見ると、最も多かったのは「呉服・服地小売」の22件。次いで、「ホテル・旅館」と「婦人・子供服小売」が各18件、「酒小売」(14件)、「木造建築工事」(13件)、「米穀類小売」(11件)、「清酒製造」(9件)、「時計・眼鏡・光学機械小売」(9件)、「金物卸売」(8件)などが続いている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます